

将来にわたり安定的な介護保険制度の  
構築を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
全世代型社会保障改革担当大臣  
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

介護保険制度における介護費用は、40歳以上の国民から徴収する介護保険料と国及び地方公共団体の公費に加え、介護サービスの利用者が支払う利用料で成り立っているが、高齢化の進展に伴う需要の増加により介護費用は増大し、被保険者や地方公共団体の負担が増加しているとともに、利用者負担の見直しにより、利用料が引き上げられている。

また、介護保険制度を維持する上では、財源の課題のほか、生産年齢人口の減少や全産業平均との賃金格差等に起因する介護人材不足も課題であり、入学者の減少により募集を停止する介護福祉士の養成校もあるなど、介護人材の確保が一層厳しくなることが懸念されている。

今後、団塊の世代の全員が後期高齢者になり、介護需要の急増が予測される中、被保険者、地方公共団体、利用者はこれ以上の負担を負うことはできない上、介護サービスを担う人材不足の解消も見込めないことから、介護保険制度の維持を不安視する声もあるが、介護が必要な全ての人に必要な介護サービスを提供するには、国による財政措置が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、人々の豊かな人生を支える介護保険制度とするため、増大する介護費用を国庫負担割合の引上げにより確保するとともに、介護人材の処遇改善に向けた介護報酬の改定を行い、将来にわたり安定的な介護保険制度を構築するよう強く要請する。